

IV 診療放射線技師養成機関における法改正への対応

1. 診療放射線技師法改正と
国立大学としての当校の対応

福地 一樹 / 石田 隆行 大阪大学医学部保健学科放射線技術科学専攻

2021年10月の診療放射線技師法改正により、医師の働き方改革に伴う診療放射線技師の業務拡大(タスクシフト)が義務化され、既卒者には日本診療放射線技師会(以下、JART)が「告示研修」を行うこととなった。一方、われわれ、技師教育施設の課題となるのが、2022年入学者から適用される新しい診療放射線技師学校養成所指定規則(以下、指定規則)において、タスクシフト教育をどうするかである。

大阪大学は、ちょうどこの件が持ち上がった際に「全国診療放射線技師教育施設協議会(以下、全国協議会)」の代表を務め、厚生労働省、JARTとの話し合いに当たった。本稿では、その立場を踏まえ、教育施設から見た今回のタスクシフトの経緯と国立大学としての当校の対応を述べる。

診療放射線技師学校
養成所指定規則の
一部改正とタスクシフト

2018年3月から、「診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」が開催され、指定規則のカリキュラム改正に関して議論の末、2019年11月18日に最終案が取りまとめられた。骨子としては、総単位数を現行の95単位から102単位に引き上げ、専門分野に新しい教育内容の単位を増やすことになった。これに対し全国協議会は、2020年夏前に「最終案の内容で2022年入学者からの新カリキュラム教育の準備」に関して会員校に周知していた。

その一方で、今回のタスクシフトに関しては、2019年10月から「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会」で議論が始まっていた。2020年7月に厚生労働省から全国協議会に連絡があり、「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務範囲拡大のための有資格者研修の確立及び学校養成所教育カリキュラム見直しに向けた研究(北村班)」という、厚生労働科学特別研究事業の班会議に参加するよう要請を受けた。ここで、初めて今回のタスクシフトで診療放射線技師に委譲する6項目を知ることとなった。

(1) 静脈路確保～造影剤・RI検査薬の投与～(撮影)～抜針の一連の行為

- (2) RI検査のための注入装置の操作
- (3) 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為
- (4) 下部消化管検査のため注入した造影剤および空気を吸引する行為
- (5) 鼻腔カテーテルから造影剤注入～カテーテル抜去の行為
- (6) 病院または診療所以外の場所に出張して超音波検査を行う行為

班会議では、これらはすべて決定事項と通達され、「(1)～(6)の手技が実施可能となる卒前教育を考えること」「卒前教育は取りまとめの終わった新カリキュラムの大枠(単位数や科目など)を変更せずに対応すること」と伝えられた。また、卒前教育の目標は、「国家試験を受けるまでの知識手技の修得のレベルでよい」という共通認識が班会議においてなされ、全国協議会もこれを受け入れる方向で意見集約を行った。

その後、2020年12月に開かれた社会保障制度調査会・医療委員会の席上で、「患者安全や医療事故の軽減のために、タスクシフトされる職種側は技能も十分に習得させることが必要」「当初目標の『国家試験を受けるまでの知識手技の修得』では不十分」と教育目標のレベルアップが求められ、これを受けてJARTの告示研修は、現在の1085分の研修プログラムにまとめられた。全国協議会も2021年初頭に再度説明会を催し、卒前教育でも「告示研修レベルの実践力」が求められることを確認した。